

泉涌寺の玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱 ・ 玳瑁張金銅装五獅子文如意について

山下 絵美

はじめに

泉涌寺伝来の「玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱」1双〔図1〕と「玳瑁張金銅装五獅子文如意」1握〔図2〕（以下、本資料）は、おもに玳瑁と金具類で装飾された、重厚かつ華やかな一具資料である。「玳瑁（タイマイ）」とはウミガメの一種で、その甲羅を加工したものが古来、工芸品や装身具に用いられてきた¹⁾。現在、一般には「鼈甲」として親しまれており、国際的な規制のあるなか²⁾、各地の伝統工芸としてその加工

技術が継承されていることは周知のことである³⁾。

小稿では、まず本資料の伝来背景と、説相箱ならびに玳瑁製品としての位置づけを確認する。次いで概要を述べたうえ、説相箱に装着される金具にみる図様表現を、同時代資料と比較することで、制作年代を検討したい。

なお、上述の通り、玳瑁製品については「玳瑁」ないし「鼈甲」の呼称があるが、小稿では「玳瑁」で統一し、同義で「鼈甲」を用いる場合はカッコを付して表記する。



図1 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱



図2 玳瑁張金銅装五獅子文如意

1. 伝来の背景

泉涌寺は、京都市東山区に所在する真言宗泉涌寺派の総本山で、建保6年(1218)、俊苧(仁安元-嘉禄3/1166-1227)により、律を中心とした真言・禪・浄土の四宗兼学の道場として創建された。泉涌寺が「御寺」とよばれるのは、皇室との縁が深く、歴代多くの天皇の葬儀がこの地で営まれ、陵が築かれてきたことによる。よって泉涌寺に伝来する什物は、俊苧やその弟子である湛海などの入宋僧が請来したものや創建に関わるもの、歴代天皇の宸筆・繪旨・肖像画・念持仏・遺愛品など皇室ゆかりのもの、大きくはこのふたつから成る⁴⁾。

泉涌寺は応仁の乱により創建当初の伽藍は全て失われるが、後水尾上皇の要請で、幕府により寛文4年(1664)から9年(1669)にかけて大造営が行われ、復興が図られる⁵⁾。これにともない儀礼や什物が整えられていくなかで制作された品々も多く、本資料もその時期に揃えられた法具と考えられる⁶⁾。現在では、毎年10月8日に舍利殿で行われる舍利会に持ち出されるという。舍利会での説相箱の配置を写した[図3]では、礼盤左の脇机手前に含香・僧



図3 舍利会での使用例
中央の礼盤に導師が着座する。

衣を入れた据箱が、右の磬架手前に柄香炉・如意を入れた香炉箱が置かれることが確認できる。

このように説相箱は法会の際に必要な品々を入れて傍らに据え置く箱であり、据箱・説僧箱・三衣箱などとも呼ばれ、柄香炉・名香・如意を納める香炉箱と、差定や表白・説相など法会のための状を納める据箱の2口1具として用いられる⁷⁾。香炉箱・据箱の大小や、1口単独あるいは2口1具などの形態については現存の状態に違いがある。現存作例には奈良・大和文華館の花鳥螺鈿説相箱(平安時代・重要文化財)1口や、本資料と同様2口1具の京都・醍醐寺の宝相華螺鈿説相箱(鎌倉時代・重要文化財)などが知られるが、材質についてはいずれも木製で、長方形で蓋はなく、下方に格狭間を透かした床脚がつく構造が一般的で、蒔絵・螺鈿・金属などで装飾される⁸⁾。

一方、如意は摘爪(爪切り)や耳鉤(耳かき)とともにかつては僧侶の生活具で、骨・角・木などを彫刻して人の手指爪をつくり、手の届かない痒いところを意の如く搔くためのものとしてこの名が付いたようであるが、やがて威儀を整えるための儀式用具になる⁹⁾。動物を素材としたものには、滋賀・聖衆来迎寺の犀角如意(平安時代・重要文化財)や、奈良・東大寺所蔵の玳瑁如意(平安時代・重要文化財)などが知られる。説相箱・如意ともに中世までの作例は知られるものも多いが、近世における作例は、現用されていることもあるためか、報告例は少ない。

2. 古代から近世における 玳瑁製品の状況

近世における玳瑁製品は、装身具に多く見られるものの¹⁰⁾、本資料のような仏具への使用例を管見では見出すことができない。そこで本章では、古代から近世にかけての国内での現存作例と先行研究にふれ、本資料の製作当時における玳瑁製品の生産状況について確認したい。

玳瑁は、変形や接着が可能な材質であり、黄色と褐色の不規則な斑文と透明感を活かした加工がなされる。国内における玳瑁製品の様相を鮮明に伝えるものとして、第一に正倉院宝物が挙げられる¹¹⁾。仏前への献物箱と推定される「玳瑁螺鈿八角箱」は木胎で、底面以外を玳瑁装とし、花鳥文や連珠文をくり抜き、琥珀や螺鈿を象嵌する。「箏柱」は木製で金箔を押し、文様を描いたうえで玳瑁を貼る「伏彩色」の技法が用いられる。「玳瑁如意」は、全長50センチメートル、厚み4ミリメートルほどの全てを玳瑁から作り出す。「蘇芳地六角几」は木製の床脚部分に、玳瑁を擬した斑文を描き出す「擬玳瑁」の技法が用いられる¹²⁾。これらの資料からは、玳瑁の特性を活かした加工技術がすでに古代から知られていたこと、また、仏具や儀式具にも用いられていたことが認められる。

古代史料には腰帯への使用が散見される。『日本後記』延暦18年(799)に「庚午、勅、玳瑁帯者、先聴三位已上著用、自今以後、五位得同着」、『延喜式』(延長5年<927>)弾正台の項に「凡白玉腰帯、聴三位以上及四位参議著用。玳瑁。瑪瑙。斑犀。

象牙。沙魚皮。紫檀五位已上通用。」などあり、瑪瑙や象牙に並ぶ素材として玳瑁が用いられていたことがわかる¹³⁾。

ただ、加工については中世以前の様相は明らかでない。7世紀後半から8世紀初めの官営工房群を主とした飛鳥池遺跡(奈良県明日香村)では、琥珀・瑪瑙・水晶などの玉類とともに、珊瑚や鼈甲の破片が出土している。工房跡からの出土により、加工・細工が行われていた可能性が示唆されるが¹⁴⁾、その後の関連資料は極めて乏しく、加工についての足跡を辿ることができない¹⁵⁾。玳瑁の歴史について総合的な研究を行う越中哲也氏によれば、加工技術はすでに中国・唐代に盛んとなり、それは正倉院宝物として国内にも及ぶが、とくに宋代以降、薬用以外での交易は後退する。16世紀末頃から再び玳瑁製品が舶来し¹⁶⁾、原料輸入は元禄10年(1697)以降に本格化するとされた¹⁷⁾。

近世における玳瑁製品の普及と流通については、坂井隆氏・山村博美氏が、「鼈甲」製髪飾り具の出土資料から検証しており¹⁸⁾、出土資料からは「鼈甲」製品は17世紀中葉の長崎から見えはじめ、後半には江戸まで流通していること、文献記録にみる原料輸入状況からは、加工は長崎で18世紀初頭、江戸では18世紀後半には確立したと分析される。京阪地域においては出土資料からの検証はないが、『人倫訓蒙図彙』(元禄3年<1690>)にみられる櫛挽職人が玳瑁を扱う記述から、17世紀末には加工が行われていたと推定された。

以上のことから、本資料が製作されたとと思われる泉涌寺の寛文大造営以後の復興

期、つまり17世紀後半から18世紀はじめ頃にかけては、玳瑁製品の輸入が行われていたと同時に、原料の輸入・加工の黎明期であったと考えられ、本資料の製作は、近世における初期の国内加工技術を知る一資料として位置付けることができる。

3. 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱 ・玳瑁張金銅装五獅子文如意

本資料について概要を述べる¹⁹⁾。

(1) 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱 1双

① 香炉箱 1口

長側35.2、短側29.5、高さ10.8センチメートルを測る。木胎の玳瑁装で、金銅製金具を装着する。隅丸の長方形で、下方に床脚を備える。口縁は、1.3センチメートル高の受け口を立ち上げ、真鍮製鍍錫の縁をめぐる。床脚の上下は、框をあらわす真鍮製鍍錫の押縁をめぐる。床脚には各辺3間の格狭間を透かす。

側面は、黒漆塗り下地に金箔、玳瑁を貼り重ねる。玳瑁は長側・短側各1枚、四隅に各1枚の計8枚を貼り、継ぎ目は金継ぎとする。

金銅製獅子形金具〔図4〕は、長側・短側に各1個の計4個を装着する。獅子の形



図4 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱
金銅獅子形金具

勢は、長側に付く2個が正面向き、短側に付く1個が見返りの姿で、以上3個は舌を出す。短側に付く1個は上向きで、このみ舌を出さない。いずれも高肉打出しで、鬣・体毛・尾などを太い毛彫り、斑を細い毛彫りで表し、とくに胸・腹などに太い毛彫りに直交させ短刻線を連ねるのは珍しい。顔面には、点鑿、体部全体に魚々子鑿(小斑)を打つ。

金銅製牡丹形金具〔図5〕は、長側・短側に各2個の計8個を装着する。花を3房表すものを5個(長側に4個、短側に1個)、2房表すもの3個(短側のみ)を数える。さらに前者は、中央花の蕊が俯瞰形のもの3個、側面形のもの2個からなる。後者は蕊を側面形で表した同意匠になる。高肉打出し、透彫り。牡丹の弁脈は細い毛彫りとする。俯瞰形の蕊は環状で、頭を丸鑿で裏から打ち連ね連珠様に表し、内側にごく細かな点鑿を打ち詰める。葉は中央に向かって鋤き込み、隆線状に葉脈を表す。枝の分枝部に2条の刻線で節を表し、肌に大小の点鑿で点苔を表す。

上下の押縁は、いずれも四隅および側面各1枚の出八双金具と共に、金銅製の釘で本体に打ち留める。出八双金具は金銅製で、地を鋤彫りで鋤いて蓮唐草を表し、地



図5 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱
金銅牡丹形金具

に魚々子を打ち詰める。地の着色は煮黒目で、黒色を呈する。

格狭間は、横につぶれたような扁平な形で、下辺中央をゆるく膨らませる。格狭間の覆輪と胴は別材になる。胴は銅製、覆輪は真鍮製で、鑑付けののちに全体に鍍錫したとみられる。

内面は、茶地尾長鳥花卉文金襴裂を張る。

外底から床脚内面、畳着きまでは、全面に丁寧な金梨地の蒔絵を施す。

保存状態は、玳瑁部分では、長側の下寄り1箇所に亀裂、同面の獅子形金具の周辺に欠落、格狭間直下に欠落、反対長側の中央格狭間の下を押縁裏に欠落を認める。金具では、長側の一方の金具の足（幅10ミリメートルの板状）の一方が折れ、一旦脱落したのちに、もう一方の足だけを裂の上に曲げて留め直していることで、獅子形金具に当たる内側の裂が欠落し、金具足と木胎の一部がのぞく。出八双形金具は、下框の長側の各中央の2枚、角の1枚が欠落する。

② 据箱 1口

長側29.4、短側25.8、高さ7.5センチメートルを測る。

構造・材質・意匠などは香炉箱と同様に作る。

口縁は、受け口をもたず、断面方形の覆輪状の縁をめぐる。玳瑁は長側・短側各1枚で、四隅のうち、一隅部分のみ長側板と一体になるため、総計で7枚を貼る。継ぎ目は香炉箱と同様の金継ぎとする。

獅子形金具と牡丹形金具の数、配置は、

香炉箱と同様である。獅子形金具は、長側2個が正面向きで舌を出し、短側2個が横向きで舌を出さない。牡丹形金具は、主の花が上面俯瞰形のもの3個、俯瞰形のもの2個、側面形のもの3個からなり、各々同図様になる。

保存状態は、玳瑁では一方の長側の中央付近に亀裂が入る。金具では、同箇所の下框の出八双形金具1枚が欠落する。

(2) 玳瑁張金銅装獅子文如意 1握

総長48.2、柄長34.1、頭幅20.9、柄長5.5センチメートルを測る。

玳瑁製の雲形頭部をもつ如意。頭部は、表面を雲形とし、強く裏側へ屈曲させて、柄に向かい幅狭となる。胎は銅板の表裏に、金箔を裏貼した玳瑁を重ねる。表面は屈曲部より3センチメートル辺り、裏面は屈曲部で、各々2枚継ぎとする。縁は金銅製覆輪をめぐらし、表には金銅製の蓮華形金具1個と、獅子形金具5個を打つ。

蓮華形金具は、高肉に打出す。中心と八葉の蓮弁に、小覆輪と赤銅小刻み座を重ねた小窓を設けて水晶を嵌装し、各々ごく薄い黄・青・桃・緑などの色を裏彩色する。弁脈は細く丁寧な毛彫り。獅子形金具は、高肉に打出す。中央が正面向き、左右が2段とも内に向き阿吽の形をとる。下段左は見返る姿勢。下段右は横向きで舌を出す。上段はやや上向きになり、左は舌を出す。

裏には金銅製三鈷杵形金具を貼る。柄にかかる口金具は、表裏を入八双形とし、柄に挿す柄も金銅製で作り出す。柄の表面には「田村因幡作」と籠字で銘を刻む〔図6〕。口金具は、地彫りで蓮唐草を薄肉に彫



図6 如意柄表面刻銘「田村因幡作」

り表して、地に細かな魚々子を打ち詰める。弁脈・葉脈ともに、ごく細い毛彫りで表す。

柄は木胎に、総体黒漆塗りとして、尻に向かって弱く反らせる。頭側と尻に入八双形金具を嵌める。表裏に、地彫りで蓮唐草を薄肉に彫り表して、地に細かな魚々子を打ち詰める。弁脈・葉脈ともに、ごく細い毛彫りで表す。蓮には蓮肉を表現し、蓮子を魚々子鑿で表現する。間に、三鈷杵形金具を表裏2個ずつ打つ。三鈷杵は、細部は毛彫りで表す。

(3) 銘記・箱書

- ① 如意的柄表面籠字刻銘「田村因幡作」
- ② 箱蓋表墨書

「玳瑁如意 金具地彫本銷鍍金／
五獅子／工師田村因幡作／
玳瑁据函 金具地彫本銷鍍金／
獅子牡丹縁四分一銀／
玳瑁香炉函 金具全／
東山泉涌寺什具」

以上が概要である。玳瑁の下層に貼られ

た金箔により、玳瑁の斑紋はより鮮明なコントラストを成す。また、獅子・牡丹形金具には精緻な彫刻が施される。獅子の躍動感のある姿態、下を出す口元、短刻線・渦文・蕨手文などで表す体毛、魚々子と州浜形で表す斑文、牡丹の枝の節や蕊などの多様な表現は、接近して鑑賞しない限りは気付くことのできない細密さである。

香炉箱・据箱・如意は、玳瑁の下層に金箔を押す点、獅子形金具などの装飾や細部表現が共通していること、使用痕跡も大きな時代差が感じられないことから、同時代・同工房の製作と考えてよいだろう。

ただ、説相箱は受け口を立ち上げるが、香炉箱はその寸法と合わず重ねることができない。受け口を立ち上げるのは西明寺・鍍金孔雀文説相箱（平安時代）1口、東京国立博物館・金銅獅子文居箱（鎌倉時代）1口、醍醐寺・宝相華螺鈿説相箱（鎌倉時代）1具、同・輪宝羯磨文説相箱（桃山時代）1具が挙げられるが、1口単独で伝来するものにも受け口がみられ、それが箱を重ねるための造りであるのか、その名残であるかについては検証の必要があり、今後の課題としたい。

4. 金具からみた製作年代の検討

本資料は近世の同時期・同工房で製作されたものと考えられ、刻銘からは国内産であることがわかる。また、泉涌寺の復興期や玳瑁の流通を考慮すれば、製作年代は江戸時代中期まで遡りうることが推測される。本資料は玳瑁のほか、金属・漆・裂などの多素材から成り、それぞれからのアプ



図7 玳瑁張金銅装五獅子文如意
柄上部入八双金具



図8 八幡山宮殿

ローチも可能である。小稿では、とりわけ如意に装着される金具（以下、本金具）に施された唐草文様の図様表現〔図7〕を手がかりとして、本資料の制作年代を検討したい。

本金具は如意の柄に付く金銅製の入八双形金具で、蹴彫りと毛彫りによって唐草文様を表し、地に魚々子を打ち詰める。この表現は、近世以降一般的に見られる意匠であるが、唐草の図様は近世のなかでも刻々と変化を見せる。この編年については、本調査をご指導いただいた久保智康氏の研究にたいへん詳しく、なかでも近世以降の鍔金具においては、祇園祭・山鉾鍔金具に高水準の金工技術が用いられ、多くの基準作例を見ることができる²⁰⁾。本金具の唐草は葉の細長さが特徴であり、それに最も近似する図様が見られるものとして、八幡山の宮殿に付く鍔金具を挙げる事ができる〔図8〕。

宮殿は祇園祭・八幡山に伝来するもので、巡行では山の正面中央に奉載される、山の象徴である。木造、切妻造で正面に唐



図9 八幡山宮殿 破風金具

破風屋根の向拝を設けた社殿形の宮殿で、総体に金箔を押し、要所に金銅製の鍔金具を打つ〔図9〕。

宮殿の調査は、平成13年から29年にかけて行われた、祇園祭山鉾鍔金具悉皆調査の一環で実施され²¹⁾、鍔金具の年代観については、久保智康氏の所見を以下に引用する。

本宮殿は、「八幡山記録」（「三条町文書」のうち）によると、天明年間（1781-1789）の建造と伝える。しかし大方の鍔金具に表された唐草の葉の、細長く伸びて先端をわずかに尖らすという図様表現は、17世紀、江戸時代前期の特徴である。ただ葉先の括りの両側がやや肥大化傾向を見

せ、これは江戸中期に目立つ傾向である。したがって、鋳金具の作風からみると、本宮殿は伝承よりも古く、江戸時代中期初頭、元禄年間（1688-1704）頃まで遡るものと推測される。この所見は、向拝虹梁の絵様と軸部木鼻の形、蕨手の特徴などからみた年代観（京都市文化財保護課建造物担当者による）と一致する。

以上、宮殿に付く金具は元禄年間頃まで遡ると推測されている。本金具にみる唐草の図様は、全体に左右の対称性が意識されたなかにも一部非対称を取り入れ、蔓は細く、弧を描くように伸びやかに表す。葉は蔓に沿わせるように細長く、葉先をやや尖らせ、葉の括りは蔓に近いほうを特に大きく円く強調している点が特徴で、おおむね八幡山宮殿金具と近似する。ただ、葉先の肥大化においては八幡山宮殿金具のほうが顕著であることから、本金具は八幡山宮殿金具と大きく隔たらずとも、やや先行する時期に製作されたものと推定されよう。

5. 作者「田村因幡」について

田村因幡在銘作品はほかに見出されておらず、詳細を知ることはできないが、久保智康『日本の美術 No.437 飾金具』付論の「京都の鋳師一覧」によれば、前章で提示した時期の鋳師に近い名が見られる²²⁾。

『京雀跡追』（延宝6年〈1678〉）

「かざりや新丁さはら木丁下ル いなばといふ」²³⁾

『京羽二重』（貞享2年〈1685〉）

「鋳屋 新町榎木町下ル丁 因幡」²⁴⁾

『万買物調方記』（元禄5年〈1692〉）

「新町榎木町下ル 因幡」²⁵⁾

『京独案内手引集』（元禄7年〈1694〉）

「かざりや 新丁さはら木丁下ル いなばといふ」²⁶⁾

以上の4件である。新町榎木町下るは現在の京都第二赤十字病院の東辺あたりである。これが田村因幡かの判断は現状ではできないが、金具の時代観とおおむね一致するため、可能性のある人物として提示しておきたい。

まとめ

本資料を泉涌寺史のなかに見れば、寛文大造宮にともなう復興期、つまり17世紀後半から18世紀初頭に製作されたと思われる。また、京都における玳瑁加工技術は17世紀末の史料に見られること、金具に施された唐草文様の図様表現が、およそ江戸時代前から中期初頭の特徴をあらわすこと、作者である田村因幡の可能性のある人物が、17世紀末の史料に見られることなどから勘案すると、本資料の製作年代は、元禄年間を中心とした、江戸時代中期初頭におさめることができよう。

本資料は、泉涌寺の近世復興期の様相を知ることのできるものであり、木胎に玳瑁・金属・漆・裂などの多素材・多技術を用いた近世工芸品として貴重である。仏具への玳瑁の使用は古代に見られるものの、近世における類例は見出されておらず、かつ田村因幡在銘作品として知られる唯一の資料である。泉涌寺および皇室・徳川幕府に縁ある工芸品の生産体制が如何様であったかは明らかでないが、同時代の金属工芸

作品，泉涌寺伝来の工芸品を今後調査して
いくうえでの課題としたい。

註

- 1) タイマイはカメ目ウミガメ科に属し，太平洋・大西洋・インド洋の珊瑚礁域海域に分布し，国内では奄美諸島以南の南西諸島でわずかに産卵するが，近年では護岸工事等による影響で産卵環境が悪化している（環境省ホームページ「いきものログ（生物情報収集・提供システム）」「RDB図鑑」<https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/zukan?action=rm113>「環境省絶滅危惧種検索」https://ikilog.biodic.go.jp/rdbdata/files/envpdf/爬虫類_006.pdf）。
- 2) タイマイは，いわゆるワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の「附属書 I（絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの）」に掲載され，商業取引が原則禁止されている。同条約は昭和48年（1973）に採択，同50年に発効され，日本は同55年11月4日に締約国となった。当初日本は，国内産業保護等の理由から，タイマイを含む9種について留保をしていたが，原材料の確保などの業界努力により受け入れ準備が整ったことから，平成6年（1994）に撤回がなされた（外務省ホームページ「ワシントン条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>）。このことは，原材料を輸入に頼る日本においては少なからず切実な事態であったことが当時の関連資料から知られる（大阪ベツ甲事業協同組合『昭和55年度 活路開拓調査指導事業報告書（産地対策枠）大阪府におけるベツ甲製造業の振興計画』（昭和56年2月）。また，国内においては環境省の掲げる「レッドリスト2019」にも「絶滅危惧 I B類（EN）」（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に列せられる（環境省ホームページ「【爬虫類】環境省レッドリスト2019」<https://www.env.go.jp/press/106383.html>）。
- 3) 現在，国内での玳瑁製品の主な産地は東京都・大阪府・長崎県で，東京の「江戸鼈甲」，長崎の「長崎べつ甲」は国の，大阪の「なにわべつ甲」は府の伝統的工芸品に指定されている（経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densanmap.html）。
- 4) 泉涌寺寺宝の概略および図版については，『皇室の御寺 泉涌寺』（泉涌寺，平成3年），『皇室の御寺 泉涌寺』（朝日新聞社，昭和46年）に掲載される。
- 5) 泉涌寺の近世における再興については，西谷功『近世泉涌寺の再建—伽藍復興と精神の回帰—』（黄檗山萬福寺文華殿発行『黄檗文華』第129号，平成22年），赤松俊秀編集代表『泉涌寺史 本文編』・『泉涌寺史 資料編』（総本山御寺泉涌寺，昭和59年）に詳しい。
- 6) 寛文大造営の後，延宝2年（1674）に観音堂，同5年に妙王殿（現存せず）などの堂宇の増築がなされ，元禄14年（1701）には幕府により修理造営が行われるなど伽藍整備が続く。この時期に整えられた堂宇や什物については「泉涌寺殿堂并什物式目」（享保3年〈1718〉）に記録される（『泉涌寺文書』233，『泉涌寺史 資料編』238頁）。また，延宝4年（1676）には俊苧450年遠忌が行われ，同時期には東福門院（同6年），後水尾法皇（同8年）らの崩御にともなう葬礼などが続いている（註5赤松）。
- 7) 中村元・久野健監修『仏教美術辞典』「居箱」項（東京書籍，平成14年），岡崎譲治監修『仏具大事典』「居箱」項（鎌倉新書，平成7年再版），鈴木規夫『日本の美術 No.283 供養具と僧具』（至文堂，平成元年）
- 8) このほかの現存作例では，鍍金孔雀文説相箱（平安時代，滋賀・西明寺）1口，波龍螺鈿居箱（重要文化財，鎌倉時代，福岡・誓願寺旧蔵）1具，金銅装葵紋居箱（江戸時代・元禄11年〈1698〉，奈良・唐招提寺）2口，金銅龍文説相箱（鎌倉時代，東京国立博物館）1口，金銅獅子文居箱（鎌倉時代，東京国立博

- 物館) 1口, 輪宝羯磨文居箱及香炉箱(桃山時代, 京都・醍醐寺) 1具などが知られる。
- 9) 註6
- 10) 近世における玳瑁製品として「徳川家康関係資料」(江戸時代, 重要文化財, 久能山東照宮)のうち, 目器(眼鏡)が知られる。本品は慶長16年(1611)にメキシコの答礼使セバスチャン・スピカイノの献上品とされ, 玳瑁製の縁にスペイン製のレンズを嵌める。
- 11) 正倉院宝物のうち, 玳瑁を用いた資料としては下記が該当する(宮内庁ホームページ「正倉院宝物検索」<https://shosoin.kunaicho.go.jp/search/>)。
- 螺鈿紫檀琵琶(北倉27), 螺鈿紫檀五絃琵琶(北倉29), 螺鈿紫檀阮咸(北倉30), 沈香把玳瑁鞘金銀荘刀子 第17号(中倉131), 斑犀把彩繪鞘金銀荘刀子 第46号(中倉131), 玳瑁螺鈿八角箱 第19号(中倉146), 蘇芳地彩繪箱 第29号(中倉153), 緑地彩繪箱 第31号(中倉155), 蘇芳地六角几 第27号(中倉177), 檜彩繪長方几 第1号<第71号櫃>(中倉202), 玳瑁竹形如意 第1号(南倉51), 玳瑁竹形如意 第2号(南倉51), 玳瑁如意 第3号(南倉51), 円鏡 平螺鈿背 第5号(南倉70), 檜和琴(南倉98), 楓蘇芳染螺鈿槽琵琶(南倉101), 雑染 桑木阮咸 第1号(南倉125), 箏柱(南倉177), 以上18点で, 内訳は楽器7点, 献物箱3点, 如意3点, 献物用台机2点, 刀子2点, 鏡1点となる。
- 12) 註10ならびに奈良国立博物館『第70回「正倉院展」目録』(平成30年)
- 13) ほか, 『日本後記』(『日本記略』)大同4年(809)に「聴五位以上、通用白木笏。其白玉・玳瑁等腰帶者、亦依延暦15年正月、18年正月兩度格、自余禁制、一如常例」、また、『三大実録』卷3(元慶元<877>)に、「渤海国使楊中遠等。自出雲国還於本蕃。王啓并信物不受而還之。大使中遠欲以珍翫玳瑁酒盃等。奉献天子。皆不受之。」とあり, 渤海からの使節をもてなす際に玳瑁の盃が珍玩されていたとの記事も見られる。
- 14) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(一般社団法人 日本考古学協会『日本考古学』6, 平成11年), 飛鳥資料館・奈良国立文化財研究所『飛鳥池遺跡』(同12年)
- 15) 平安時代の現存資料としては, 「伝菅公遺品」のうち「玳瑁象牙櫛」(平安時代, 国宝, 大阪・道明寺天満宮蔵)が, 室町時代の現存資料としては, 「箏 銘小町」(室町時代・15世紀・徳川美術館蔵)の, 象牙や螺鈿に並ぶ玳瑁装飾が知られる。
- 16) 17世紀中頃には, 徳川将軍への献上品として「鼈甲燈籠」などが見られる(註17)。
- 17) 越中哲也著『玳瑁考—長崎のべつ甲を中心に—』純心女子短期大学附属歴史資料博物館発行, 平成4年), 同著『長崎のべつ甲』長崎鼈甲商工協同組合・長崎玳瑁琥珀貿易協同組合・長崎鼈甲装飾品事業協同組合(昭和58年)
- 18) 坂井隆・山村博美「鼈甲—その製品普及と原料輸入—」(考古学研究会編・発行『考古学研究』第48巻第4号, 平成14年)。両氏は, 「鼈甲」は有機物であるため腐食が進行し, 考古資料は限られるとしたうえで, 江戸・関東・九州における江戸時代の20遺跡から出土した, 櫛や笄などの髪飾具を中心とした「鼈甲」製あるいはその代替品である水牛製の装身具70点を抽出し, 考古資料・絵画資料・文献記録・伝世品とあわせて検証している。
- 19) 本調査は, 京都仏教美術調査会, 京都市文化財保護課により, 平成30年12月24日, 泉涌寺心照殿にて実施した。調査員は西谷功(泉涌寺心照殿学芸員)・久保智康(同会調査員・京都国立博物館名誉館員)・山下絵美(京都市文化財保護課技師)。
- 20) 『祇園祭山鉦鋸金具調査報告書Ⅰ』(公益財団法人祇園祭山鉦連合会, 平成28年), 『祇園祭山鉦鋸金具調査報告書Ⅱ』(同, 平成29年)『祇園祭山鉦鋸金具調査報告書Ⅲ』(同, 平成30年)。これらの報告書は, 平成13年から29年にかけて行われた, 祇園祭山鉦鋸金具悉皆調査および関連文書調査をまとめたものである。
- 21) 平成29年5月11日, 八幡山会所(中京区三条町)にて実施。調査員は久保智康(同上・

祇園祭山鉾装飾品等専門委員), 竹中友里代(京都府立大学特任講師), 福持昌之(京都市文化財保護課民俗文化財担当技師), 原戸喜代里・千木良礼子(同建造物担当技師), 山下絵美(同美術工芸品担当技師)。

- 22) 久保智康著, 東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館・東京文化財研究所・奈良文化財研究所監修『日本の美術 No.437 飾金具』(至文堂, 平成14年) 付論1「京都の筋師一覧」
- 23) 新修京都叢書刊行会編著『新修京都叢書 第1巻「京雀跡追 天」』(臨川書店, 昭和51年再版)
- 24) 同『新修京都叢書 第2巻「京羽二重 卷六」』(臨川書店, 昭和51年再版)
- 25) 『万買物調方記』国立国会図書館デジタルコレクション(請求記号: 本別13-19, 書誌ID:000007326880)
- 26) 同『新修京都叢書 第3巻「京独案内手引集」』(臨川書店, 昭和51年再版)

付記

本資料の調査および本稿執筆にあたり, 泉涌寺様, 西谷功泉涌寺学芸員, 久保智康先生には多大なるご協力・ご指導をいただきました。記して御礼を申し上げます。

図版提供

[図1・2・4~7]

京都市文化財保護課撮影

[図3] 泉涌寺撮影・提供

[図8・9]

久保智康撮影・京都市文化財保護課保管

やました えみ
山下 絵美 (文化財保護課 文化財保護技師 (美術工芸品担当))

